

平成30年度

事業報告

一般財団法人山梨県交通安全協会
山梨県交通安全活動推進センター

平成30年度事業報告

平成30年度の事業の推進にあつては、山梨県下の交通情勢と山梨県の交通重点目標を勘案し

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢者の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 6 自転車の安全適正利用の推進

を当協会の活動重点と定め、各事業を計画しました。

平成30年中の県内の交通事故の発生状況は

発生件数	3,562件	(前年比-633件	-15.1%)
死者数	37人	(前年比±0人)	
負傷者数	4,580人	(前年比-841人	-15.5%)

となりました。

死亡事故は昨年同様でありましたが、交通事故発生件数及び負傷者数は前年を大幅に下回りました。

飲酒運転事故については、当協会をはじめとして山梨県、県警察、各地区安協の活動が実を結び、47件と前年より-16件と大幅に減少しておりますが、全国を見ると未だ上位にあることには変わりありません。

高齢者の交通事故については、65歳以上の高齢者の死亡事故は16人で昨年より3人減少しましたが、未だ死者全体の43.2%を占めている状況で、高齢者の対策は重要であることに変わりはない状況であります。

二輪車の交通事故については、50歳代の二輪車の交通事故による死者が8名と昨年より5名増加し、二輪車のツーリング中の死亡事故が目立ちました。県内には人気のツーリング道路が多数あり、そのひとつが東京オリンピックの自転車競技のコースとなっており、今後、多くの二輪車のツーリングが予想されることから、二輪車の交通事故対策を推進する必要があります。

このように、事業計画に基づき、各事業を実施し、交通事故発生件数の総数は抑止することができましたが、課題も山積していることから、民間の交通安全活動推進団体の中核として今後とも、交通安全活動を推進することと致します。

具体的な事業の内容については次のとおりであります。

事業内容

実施事業の部（公益事業）

第1 事業概要(活動重点)

山梨県下の交通情勢、当協会の運営重点を勘案して策定した平成30年度事業計画に基づき

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 二輪車の交通事故防止
- 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 自転車の安全適正利用の推進

の6点を活動重点として各事業を推進した。

第2 交通安全のための広報・啓発活動

- 1 当協会の機関紙「交通安全情報やまなし」を年4回発行（1回4万部、計16万部作成）し、県下の全市町村の回覧板を活用して、全戸に回覧、交通安全意識の高揚を図った。
- 2 当協会ホームページ上に交通安全運動の情報や、各種キャンペーンイベント情報を掲載し、情報提供を行った。
- 3 交通安全年間スローガンの普及及び改正道路交通法等関係法令の周知のため、ポスター、チラシ、リーフレット等の作成配布及び交通安全月刊誌「人と車」を各支所、関係機関・団体、賛助会員等に配布した。
- 4 広報啓発活動の実施状況

(1) 黄色い羽根の購入	40,390本
(2) ビラ及びリーフレットの作成	10,000枚
(3) テレビのスポット放送（CATVを含む。）	387回
(4) ラジオのスポット放送	268回
(5) 新聞による広報	14回
(6) ホームページによる広報（内容更新）	12回

協会機関紙「交通安全情報やまなし」の最新号や各種大会を開催後、最新情報を掲載している。

- 5 甲府CATVが、国道20号「竜王駅入口交差点」他10カ所に設置された道路ライブカメラ放送を通じて交通安全テロップを流した。
- 6 年間を通じて、「自転車安全利用五則」をバス停広告として掲出し、高校、大学及び自転車通行の多い地域に25箇所を設置した。

第3 交通安全の普及・啓発活動事業

- 1 各種交通安全運動の実施

(1) 春の全国交通安全運動の実施

ア 期間 平成30年4月6日～同年4月15日までの10日間

イ 運動の重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢者運転者の交通事故
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止（本県重点）

の5点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(2) 夏の交通事故防止県民運動の実施

ア 期間 平成30年7月21日～同年8月20日までの31日間

イ 重点目標

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 自転車の安全適正利用の推進

の4点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(3) 秋の全国交通安全運動の実施

ア 期間 平成30年9月21日～同年9月30日までの10日間

イ 運動の重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止（本県重点）

の5点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(4) 年末の交通事故防止県民運動の実施

ア 期間 平成30年12月1日～同年12月31日までの31日間

イ 重点目標

- 飲酒運転の根絶
- 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

の3点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

具体的には、各運動とも広く県民に運動の周知徹底と、県民一人一人に交通事故防止活動への参加意識を持たせるとともに全県下的な盛り上がりを図るため、交通安全運動のシンボルである黄色い羽根の購入配布をはじめ、運動の基本及び重点を中心にテレビ・ラジオのスポット放送、新聞、ポスター、チラシ、ホームページ、Eメール等の広報媒体を

積極的に活用した広報啓発・キャンペーンを効果的に推進した。

特に、運動の期間中「交通事故死ゼロを目指す日（4月10日及び9月30日）」「全席シートベルトとチャイルドシート着用推進の日（毎月14日）」等の重点日には、マスメディアを活用しての広報啓発や地区安協と連携しての街頭活動等の諸対策を積極的に展開した。

また、「夏の交通事故防止県民運動」・「年末の交通事故防止県民運動」の期間には、山梨日日新聞最終面の全面を使用し「高齢者の事故防止」や飲酒運転撲滅の一環として「ハンドルキーパー運動推進」の交通安全広報を実施した。

2 飲酒運転の根絶運動

平成29年中の県民10万人当たりの飲酒事故が、全国ワースト1位であったことから、飲酒事故は被疑者、被害者ともに悲惨なものであり、飲酒運転根絶を最重要課題と考え、ハンドルキーパー運動を広く県民に浸透させる活動を推進し、対象となる飲食店に協力を要請するなど、下記のとおり年間を通じて実施した。

- テレビ、ラジオ、新聞等によるハンドルキーパー運動推進の広報
- 「ヴァンフォーレ甲府」ホームゲーム時に大型ビジョンを利用した「ハンドルキーパー運動推進中」の運動を告知
- 各支所及び各地区交通安全協会による管内飲食店や事業所に対する、推進ステッカー、バッチ、ポスター、リーフレット等の配布

3 反射材の普及促進

- (1) 平成30年10月8日、開催の「トラックの日」と11月10日及び11日の両日開催された「県民の日」のイベントにおいて幼児から高齢者まで全世代を対象に反射材を配付した。

また、11月9日に開催した「高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会」において反射材2,000個を配布した。

- (2) 山梨県老人クラブ連合を通じて、反射材のベスト、キーホルダーを広く、県下の老人クラブ員に配布した。
- (3) 各支所・地区交通安全協会においては、高齢者宅を訪問し、反射材の効果の周知と普及活動を推進した。

4 チャイルドシートの普及促進

チャイルドシートの普及徹底を図るため、当協会に整備されたチャイルドシート5台を95回、支所の33台を459回無償で貸し出している。

第4 交通安全教育訓練、啓発活動の推進

1 高齢者に対する教育訓練、啓発活動

- (1) 平成30年5月16日、山梨自動車学校において地域交通安全活動推進員の研修会を開催し、高齢者のブレーキの踏み間違い事故等の対策としてサポートカーの有用性を実体験した。
- (2) 高齢者に対する交通事故防止を目的に県下各地区交通安全協会と連

携し、平成30年11月9日、小瀬スポーツ公園山梨中銀スタジアム(陸上競技場)に、各地域から192人の参加を得て、交通安全グラウンドゴルフ大会を開催した。

(3) 高齢歩行者に対する交通安全を推進するため、「歩行者横断トレーナー」を使用し、参加体験型の交通安全教育を実施した。

(4) 「運転経歴証明書」交付申請手数料及び写真代金の助成

高齢者の交通事故防止対策の一環として、運転免許証を自主返納する協会会員に対し「運転経歴証明書」の交付を申請する場合の手数料と写真代金の1,620円を全額助成し、会員以外にはエコバックを贈呈している。平成30年度中には1,637件の申請があり、総額1,800,700円を助成した。

2 子どもに対する教育訓練、啓発活動

(1) 自転車の安全な乗り方を習熟させ、交通のルール習得と交通マナーの向上を目的として、県警察本部及び地区交通安全協会と連携し、平成30年7月14日、緑が丘スポーツ公園体育館において、県下の小学校16チーム、64人の参加を得て「交通安全子ども自転車山梨県大会」を開催した。大会参加者には、自転車運転免許証を交付した。

(2) 平成30年10月8日、開催の「トラックの日」と11月10日及び11日の両日開催された「県民の日」のイベントにおいて幼児、園児、小学生を対象に交通安全グッズ及び交通安全資料を配布した。

(3) 新入学児童全員に、交通安全反射材付きレッスンバック、英語が小学校から必修となることから交通安全アルファベット表をそれぞれ6,921個配布した。

3 自転車利用者に対する教育訓練、啓発活動

各支所及び各地区交通安全協会が山梨県自転車軽自動車商協同組合等と連携し、子どもから高齢者を対象に「自転車安全講習」を年間を通じて開催した。

平成30年度は、県下で409回、36,006人が参加し、講習時に活用する小冊子「自転車安全教室」2,900冊等を配布した。

4 二輪車に対する教育訓練、啓発活動

(1) 県下の高校9校において9回、二輪車安全運転推進委員会の指導員、延42人を講師として派遣し、高校生256人を対象に技能講習等を実施した。

(2) 平成30年11月18日、山梨県総合交通センターに選手19人の参加を得て、平成30年二輪車安全運転山梨県大会を開催した。

(3) 二輪車の事故防止を目的として、6月から3月までの間の毎月第3日曜日、笛吹高校「大型農機県研修農場コース」において二輪車指導員による「セーフティーライディングスクール」を開催した。

5 資器材を活用した教育訓練、啓発活動

(1) 歩行者横断トレーナー1台、高齢者模擬体験セット等を各警察署、各

地区交通安全協会に貸出し、子どもから高齢者の交通安全教室等での活用を図った。

- (2) 交通安全教育用DVD 82枚を整備し、会社、学校等に貸出しを行った。平成30年度は、新たにDVD 6枚を購入し教育資器材の充実を図った。

6 その他教育・訓練

刑務所受刑者の出所後の社会復帰支援を目的に交通安全講習を12回、延べ約100人を対象に実施した。

第5 各種交通安全大会の開催及び全国大会への参加

1 交通安全推進県民大会及び交通安全功労者等表彰式の開催

県民の交通安全意識の高揚を図ることを目的に山梨県、県警察及び当協会共催による「平成31年交通安全推進県民大会」を次のとおり開催した。

開催日時 平成31年1月31日 午後2時00分～午後3時30分

開催場所 甲府市総合市民会館

参加者 500人

大会内容 交通事故犠牲者に対する追悼の黙祷

主催者・来賓者あいさつ

交通安全宣言

各種表彰

県下中学生弁論大会優秀者による交通安全弁論

交通安全宣言

2 交通安全子供自転車全国大会への代表チームの派遣

県大会の優勝校の高根東小学校Aチームを県代表として、平成30年8月8日、東京ビックサイトで開催された「第53回交通安全子供自転車全国大会」へ派遣し、団体14位と健闘した。

3 中学生交通安全弁論大会

中学生の交通安全意識の高揚を図ることを目的に、警察本部との共催により、平成30年10月26日、甲斐市「双葉ふれあい文化会館」において各地区交通安全協会の予選会優勝者による「第60回中学生交通安全弁論大会」を開催した。

4 平成30年度交通安全フォーラムへの参加

平成30年11月8日、甲府市総合市民会館において内閣府、山梨県、甲府市が開催した専門家による討議により交通安全意識の向上のためのフォーラムに地区交通安全協会300人が参加した。

第6 各種交通安全対策委員会の活動の活発化と指導の強化

1 「二輪車安全運転推進委員会」の開催

平成30年5月24日、甲府市内において、山梨県、山梨県教育委員会、山梨県警察本部、山梨県二輪車安全普及協会等関係機関・団体によ

る、年間の二輪車安全運転推進方策を検討するため、「二輪車安全運転推進委員会」を開催した。

2 「自転車安全教育推進委員会」の開催

平成30年5月24日、甲府市内において、自転車安全教育関係機関・団体による年間の自転車安全教育推進方策を検討するため、「自転車安全教育推進委員会」を開催した。

3 「高校生二輪車安全運転講習会打合せ」の開催

平成30年5月24日、甲府市内において、高校生の二輪車安全教室開催を検討した。

第7 交通安全功労者等の表彰

1 交通功労者及び優良運転者に対する表彰

交通功労者、優良運転者、優良交通安全協会及び交通安全優良団体に対し、平成31年1月31日に開催された「平成31年交通安全推進県民大会」において次の表彰を行った。

(1) 全日本交通安全協会長及び警察庁長官連名表彰

○ 緑十字章

金章 ～ 2人

銀章 ～ 4人

銅章 ～ 83人

○ 優良交通安全協会 ～ 1協会

○ その他の団体及び学校 ～ 2団体・1校

(2) 関東管区警察局長及び関東交通安全協会連合会長連名表彰

○ 交通安全功労団体 ～ 1団体

○ 交通安全優良事業所 ～ 1事業所

○ 優良運転者 ～ 10人

(3) 山梨県交通安全協会長及び山梨県警察本部長連名表彰

○ 優良交通安全協会 ～ 4協会

○ 交通安全功労者 ～ 3人

○ 交通安全功労団体 ～ 8団体

○ 交通安全功労役員 ～ 42人

○ 優良運転者 ～ 115人

(4) 山梨県交通安全協会長表彰

○ 交通死亡事故抑止交通安全協会 ～ 2協会

○ 女性部 ～ 4女性部

○ 支部 ～ 4支部

2 その他表彰

○ 管区表彰

交通安全功労者 ～ 10人

優良交通安全協会 ～ 2協会

- 全日本交通安全協会会長及び全日本二輪車安全運転推進委員長連名表彰
優良二輪車安全運転指導員 ～ 1人
- 山梨県二輪車安全運転推進委員長表彰
優秀指導員 ～ 1人

第8 交通安全関連団体に対する支援事業

1 各地区交通安全協会への協力・支援

(1) 各地区交通安全協会女性部連合会総会の開催

平成30年6月20日、山梨県防災新館において、女性部連合会の総会を開催し、各地域の活動状況の発表と今後の交通安全活動への取組みについて検討を行った。

(2) 各地区交通安全協会女性部の表彰

平成31年1月31日、甲府市総合市民会館において、実施された平成31年交通安全推進県民大会において、交通安全活動に功労のあった地区交通安全協会女性部に対し、山梨県交通安全協会長の表彰を行った。

(3) 交通安全協会女性部の充実強化のための支援

各地区交通安全協会女性部の育成と参加意識を高めるため、各支所を女性部連合会の総会を通じ活動の活発化についての意見を聴取した。

2 他機関・団体が行う交通安全活動への協力・支援

(1) 障害を持つ道路利用者に対する交通安全対策支援

ア 視覚障害者の横断歩道の安全確保のため「視覚障害者用交通信号機付加装置」1基を山梨県公安委員会へ寄贈し、山梨県公安委員会では平成31年3月22日、韮崎市藤井町駒井2747番地「駒井南交差点」に設置した。

イ 障害を持つ運転者のうち、安全運転に努めた5人を優良運転者として表彰した。

(2) 山梨県交通安全母の会連合会、(公社)被害者支援センターやまなし、(公財)山梨県暴力追放運動推進センター、山梨県高速道路交通安全協議会及び山梨県自転車軽自動車商協同組合等への協力・支援を行った。

(3) 山梨県主催の「セーフティドライブ・チャレンジ123」への商品として山梨自動車学校の教習料金割引券(25万円分)の支援を行った。

第9 交通状況・情勢調査事業

道路交通法第108条の31に定められた「山梨県交通安全活動推進センター」の委託事業として次の活動を実施した。

1 道路使用後における復元状況等の調査業務

平成30年度 ～ 5,728件の調査を実施した。

2 パーキングチケット維持管理業務

平成30年度 ～ 13,799件を処理した。

第10 会員等への支援事業

1 特別会員への支援事業

各地区交通安全協会会員等が、街頭において活動中、死傷した場合に備え、交通安全活動従事者保険に加入するとともに見舞金制度を運用している。

平成30年度中は、本制度の適用は無かった。

2 普通会員への支援

(1) 弁護士による交通事故無料法律相談

普通会員が交通事故による損害賠償等民事上のトラブルになった場合委託弁護士による無料法律相談制度を運用している。

平成30年度は、14人が本制度を利用した。

(2) 交通事故見舞金制度

普通会員が交通事故により死亡又は後遺症が生じた場合、見舞金を支給することとしている。

平成30年度は、10人に284,000円を支給した。

(3) 運転免許証ケースの進呈

(4) 交通安全セーフティドライブマップの進呈

(5) 原付免許新規取得者の入会者にワイヤーロックの進呈と会員期間内に普通免許所を取得した場合には引き続き会員とすることとした。

(6) Eメール会員への情報提供

Eメール会員加入者（普通会員）の携帯電話へ道路交通法の改正要点、交通情報の照会、運転免許証の更新時期の通知等をメールで送信するサービスを平成17年1月から継続している。

加入状況は平成31年3月末現在4,614人である。

3 賛助会員への支援

年間を通じて、月刊誌「人と車」を配布するとともに、希望に応じて交通安全講習、講話を実施している。

また、交通安全情報やまなしやホームページに掲載し、本協会活動に対する支援姿勢を広く県民にアピールしている

4 その他

郵便振替による会員加入

新規運転免許取得者及びその他免許更新者を対象に、郵便振替を利用した当協会への会員の加入促進を図った。

平成30年度中159件

第11 会議・研修会等の開催

1 会議の開催（甲府市内）

(1) 第1回理事会

- 平成30年 6月14日
- (2) 第2回理事会
平成30年 6月25日
- (3) 第3回理事会
平成31年 1月10日
- (4) 第4回理事会
平成31年 3月29日
- (5) 評議員会
平成30年 6月25日

2 研修会の開催等

- (1) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会
平成30年5月11日、道路使用業務の適性化を図る目的で東京都で開催された研修会に総務部担当者1人を派遣した。
- (2) 地域交通安全活動推進委員合同研修会の開催
平成30年6月8日、「地域交通安全活動推進委員」の活動の活発化を図るため、東京で開催された会議に当協会の職員及び笛吹地域交通安全活動推進委員を参加させた。
- (3) 一都十県交通安全協会（連合会）経理担当者研修会
平成30年9月7日、経理事務の向上を図るため神奈川県内で開催された経理担当者会議に2人が出席した。

その他事業の部（収益事業）

第1 交通安全講習事業

県公安委員会及び県警察から委託を受けた運転免許に関する次の業務を実施した。

1 運転免許更新時講習

- | | | |
|----------------|----|---------|
| (1) 優良運転者講習 | 年間 | 52,900人 |
| (2) 一般運転者講習 | 年間 | 20,690人 |
| (3) 違反・初回運転者講習 | 年間 | 25,688人 |

2 行政処分者講習

- | | | |
|-------------|----|------|
| (1) 短期講習 | 年間 | 882人 |
| (2) 中期講習 | 年間 | 211人 |
| (3) 長期講習 | 年間 | 125人 |
| (4) 取消処分者講習 | 年間 | 106人 |

- | | | |
|---------|----|------|
| 3 違反者講習 | 年間 | 522人 |
|---------|----|------|

- | | | |
|---------|----|--------|
| 4 高齢者講習 | 年間 | 3,234人 |
|---------|----|--------|

- | | | |
|-----------|----|-----|
| 5 初心運転者講習 | 年間 | 33人 |
|-----------|----|-----|

- | | | |
|----------------------------------|----|-----|
| 6 運転免許を受けようとする者に対する講習（応急救護処置講習等） | 年間 | 56人 |
|----------------------------------|----|-----|

- | | | |
|-------------|----|--------|
| 7 安全運転管理者講習 | 年間 | 3,140人 |
|-------------|----|--------|

8 その他、新規運転免許取得者に対する講習

年間 2, 740人

第2 山梨自動車学校の経営に関する事業

1 運転技能及び学科教習の実施

公安委員会の指導の下、各種運転免許取得に伴う技能教習、学科教習及び技能検定を実施したほか、身体障害、外国人に対する各種教習を実施した状況は次のとおりである。

(1) 技能教習及び学科教習	年間	1, 035人
外国人	年間	16人
身体障害者	年間	2人
(2) 技能検定	年間	1, 441人

2 受託事業の実施状況

公安委員会及び県警察からの各種講習等の受託事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 停止処分者講習	年間	1, 218人
(2) 違反者講習	年間	522人
(3) 取消処分者講習	年間	106人
(4) 初心運転者講習	年間	33人
(5) その他の講習	年間	56人
(6) 仮免許試験事務	年間	401人
(7) 仮免許証交付事務	年間	594人

3 県警察職員等に対する受託教習の実施状況

県警察、消防本部等の受託に基づく特殊な受験者を対象とした教習の実施状況は、次のとおりである。

(1) 山梨県警察職員等に対する受託教習	年間	7人
(2) その他の教習	年間	27人

4 各種安全運転コンクール等の実施状況

県警察をはじめ各種交通関係団体等が主催する「安全運転コンクール」に対して教習施設、教習車両の無料貸出及び技能指導（一部有料）実施状況は次のとおりである。

- (1) 県警察職員を対象とした大型免許取得のための技能教習
- (2) 山梨県安全運転管理者協議会等が主催する安全運転コンクールへの協力支援

5 地域の交通安全センターとしての事業の実施状況

地域の交通安全センターとしての役割を担うため、教習所のコースを無料開放し、近隣の高校3校に対して高校生原付講習会を開催した。

第3 運転免許関係事務事業

1 免許写真撮影業務

11, 670件

2	免許証更新連絡通知		1 2 9, 3 8 4 件
3	高齢者講習連絡通知		3 1, 7 2 5 件
4	免許証郵送		8 6 8 件
5	免許取得時・更新時会員獲得のための勧誘		1 3 3, 6 6 3 件

第4 その他収益事業

1	収入証紙の販売手数料	年間	2 5, 9 4 7, 5 7 6 円
2	交通安全資機材、交通安全グッズの販売	年間	3 7 3, 8 3 6 円
3	切手販売、自動販売機の取り扱い		
	切手		4 6 3, 4 6 1 円
	自販機		3 6 2, 1 9 5 円
	たばこ		5 4, 0 7 6 円
	申請用写真代		6, 7 0 1, 5 4 2 円

4 土地賃貸料

当協会所有土地（南アルプス市野牛島）をファミリーマートへの賃貸
年間 5, 6 6 4, 0 0 0 円